令和4年度第22回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和5年2月27日

担当部・課:復興企画部地域振興課〔内線4246〕

① 件 名

みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーンの実施期間延長について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

宮城県では、結婚を希望する独身男女を支援するため、AIを活用したマッチングシステムを導入した「みやぎ結婚支援センター『みやマリ!』」を令和3年9月から開設し、会員登録制のマッチング支援や婚活イベント等を実施しており、現在、本市では登録料11,000円の半額を補助している。

県では、みやぎ結婚支援センター開設から1年が過ぎ、登録者数の割合が低い20歳代を対象に、 令和4年11月14日から令和5年2月28日までの期間限定で、登録料半額キャンペーンを実施 しているが、この度、3月31日までキャンペーン期間を延長した。

【目的】

20歳代の登録会員の増加を図るため、県のキャンペーン期間延長に合わせ、本市のキャンペーン実施期間を延長し、半額となった登録料5,500円の全額を補助することにより、結婚を希望する独身者への支援を拡充し、未婚・晩婚化の抑制を図るとともに、本市への移住・定住者の増加を促進するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進

1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る

第4編 地方創生の取組

第1章 人口戦略の推進

対応方針3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる 施策1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和3年 9月 みやぎ結婚支援センター 開設

令和4年 3月 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱制定(令和4年4月1日施行)

4月 登録料半額補助 開始

11月 宮城県保健福祉部子育て社会推進課

みやぎ結婚支援センター 20歳代の登録料半額キャンペーン実施

(期間:令和4年11月14日から令和5年2月28日まで)

12月 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱改正

みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン 20歳代の登録料全額補助

(期間:令和4年11月14日から令和5年2月28日まで)

令和5年 2月 宮城県保健福祉部子育て社会推進課

(期間:令和4年11月14日から令和5年3月31日まで)

⑤ 主な内容

・みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン実施期間の延長

宮城県が実施している、20歳代を対象とした登録料半額キャンペーンの期間延長に伴い、本市で実施している半額となった登録料5,500円の全額補助の実施期間を延長するもの。

[期間]変更前:令和4年11月14日から令和5年2月28日まで

変更後:令和4年11月14日から令和5年3月31日まで

「対象者」20歳代の男女(実施期間中に誕生日を迎え30歳になる方も対象)

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

20歳代の会員を増やすことにより、幅広い年代の会員によるマッチングや出会いの機会拡大が図られ、未婚・晩婚化の抑制及び移住・定住者の増加が見込まれる。

【市財政への負担】

現計予算内で対応

※当初予算額 550,000円 [5,500円×100人]

執行済額 192,500円 [5,500円× 35人] ※R5.1月末現在

執行可能額 357,500円 [5,500円× 65人]

※キャンペーン実施期間中の20歳代の登録者 63人(うち石巻市 7人)

(財源) がんばる石巻応援基金繰入金

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

本キャンペーンによる補助の拡大については、県内では本市のみが実施

※参考 「通常時の県内自治体実施状況]

全額補助:気仙沼市、丸森町、山元町、美里町 2分の1補助:石巻市、塩釜市、蔵王町、亘理町

6,000 円補助: 栗原市 5,000 円補助: 大崎市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年2月 みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン実施期間延長の周知開始

9 その他

・みやぎ結婚支援センター入会登録料減額キャンペーン等に伴い本市の補助金交付要綱改正内容 宮城県が、新たに実施するキャンペーン等により、入会登録料が2分の1以上減額された場合、 減額後の入会登録料が5,500円以下となったときは、その全額を補助するものとする。